群馬県 Gunma Prefecture

令和８年６月１日（月）
産業経済部　労働政策課
労働政策係
電話：027-226-3402　内線：3402

令和8年度「ぐんま賃上げ促進支援金」の申請受付を開始します

群馬県では、中小企業等の持続的な賃上げを後押しするため、昨年度に引き続き「ぐんま賃上げ促進支援金」の支給を行い、６月１５日から申請受付を開始します。
中小企業等の皆様には、賃上げの契機として、本支援金を積極的にご活用ください。

【昨年度との主な変更点】
賃上げ期間を２期（第１期、第２期）に分けて、同じ事業所であっても２期それぞれで支給要件を満たせば、２期とも申請することができます。

1　申請受付　令和８年６月１５日（月）開始
※申請受付を開始するのは、**第１期分**となります。

2　申請方法　特設サイト（次のＨＰアドレス）からオンライン申請
https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/　※右上の２次元コードからリンク
（２次元コード）
（特設サイト・コールセンターの開設日　令和８年６月１日（月）から）

3　支 給 額　①５％以上の賃上げをした従業員１人あたり５万円
上限４０人分、最大２００万円（2 期合計で上限のべ 80 人分、最大 400 万円）
②（小規模事業者の場合）３％以上賃上げした従業員１人あたり３万円
上限２０人分、最大６０万円（2 期合計で上限のべ 40 人分、最大 120 万円）
※小規模事業者でも、従業員の賃上げを５％以上行った場合には、上記①により申請できます。

4　賃上げ期間　【第１期】令和８年１月　１日～令和８年　８月３１日
【第２期】令和８年９月　１日～令和８年１２月３１日

5　申請期間　【第１期】令和８年６月１５日～令和８年　９月３０日
【第２期】令和８年９月　１日～令和９年　１月３１日

6　問合せ先　ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局（コールセンター）
受付時間　９：００～１７：００（土・日・祝日を除く）
TEL：０５０－６８９２－９９９０

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう